

# 令和8年度富山県会計年度任用職員（建築審査補助員）募集案内

令和8年2月3日

## 1 職名、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
建築審査補助員	1名	<p>土木センターの建築確認・建築相談業務の円滑化を図るための次の業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築確認の審査に関する事務の補助</li><li>・ 建築物の調査及び検査に関する事務の補助</li><li>・ 建築に関する窓口相談</li><li>・ 適合証交付事務の補助 等</li></ul> <p>(なお、内勤のほか現場での事務補助も含む。)</p>	富山県新川土木センター

## 2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3 受験資格

- (1) 二級建築士免許を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢制限はありません。

## 4 試験・合格発表

### (1) 試験の日時等

試験区分	試験日	試験会場	内容
面接試験	2月17日（火）<富山県新川土木センター>	※時間、会場は申込者に別途連絡します。	主として人柄等についての個別面接

### (2) 合格発表

令和8年3月下旬までに電話で連絡します。

## 5 勤務条件（予定）

### (1) 勤務時間等

職名	勤務日	勤務時間	休憩時間
建築審査補助員	1箇月につき17日以内	8:30～17:00 (1日7時間30分勤務)	12:00～13:00 (1時間)

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を変更する場合があります。

### (2) 報酬

日額 10,500円

(県の建築補助業務の経験の有無により異なります。)

### (3) 諸手当

期末手当、勤勉手当

### (4) 費用弁償（通勤手当）

通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

### (5) 社会保険等

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象

(6) 休 暇 「富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」による休暇を付与

## 6 申込手続

### (1) 申込先及び問い合わせ先

〒937-0863 魚津市新宿10番7号

富山県新川土木センター企画管理課総務班 (TEL 0765-22-9114)

### (2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（建築審査補助員）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県新川土木センター企画管理課総務班に提出してください。

ア	履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの）	1通
イ	二級建築士免許証（免許証明書）の写し	1通

### (3) 受付期間

令和8年2月10日（火）まで

- ・郵送による申し込みは令和8年2月10日（火）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

## 7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ② 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ④ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥ 争議行為等の禁止（同法第37条）

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。